

成田市 RPA 及び AI-OCR システム導入に関する 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本募集要項は、本市において RPA 及び AI-OCR を導入するにあたり、システムの操作性や機能、導入業者の技術力や保守体制等を勘案し、より質の高いシステムの運用体制を確保するため、公募型プロポーザル方式により導入業者（以下「受注者」という。）の選定を実施することについて、必要な事項を定めたものである。

2. 事業概要

(1) 事業名称

成田市 RPA 及び AI-OCR システム導入業務

(2) 業務内容

別紙仕様書の通り。なお、受注者は、市のシステム導入に関する意図を十分に理解し、市と連携を図りながら業務の遂行に努めるものとする。

(3) 導入時期

システムの導入は、令和6年11月上旬とし、詳細な時期については、協議の上決定する。また、市が必要とする RPA のシナリオ導入時期については、協議の上決定する。

(4) 契約期間

本事業にかかる契約期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。これ以降は、状況に応じて1年度毎に更新を予定。

(5) 見積限度額

総額（消費税を含む）7,793,000円

ただし、この金額は契約額や予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すための提案上限額であることに留意すること。

3. プロポーザル参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加申込みをする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。
- ② 政令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者、若しくは該当する者でその事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用しない者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ⑤ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体でない

者。

- ⑥ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でない者。
 - ⑦ 成田市暴力団排除条例（平成24年9月1日施行）の第2条各号いずれにも該当しない者。
 - ⑧ 過去5年以内（令和元年8月27日～令和6年8月26日）に、地方公共団体においてRPAもしくはAI-OCRの導入実績を有する者。
- （2）次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルへの参加資格を無効とする。
- ① 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
 - ② 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑦ この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
 - ⑧ その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

4. 手続き

4-1. スケジュール

- （1）公募開始 令和6年8月27日（火）
- （2）質問書の提出期限 令和6年9月2日（月）正午
- （3）質問書に対する回答期限 令和6年9月3日（火）
- （4）参加表明書の提出期限 令和6年9月9日（月）午後5時
- （5）企画提案書などの提出期限 令和6年9月17日（火）午後5時
- （6）選考会開催日 令和6年9月27日（金） 予定
- （7）選考結果の通知 令和6年10月上旬
- （8）契約締結 令和6年10月中旬

ただし、各実施日については事務上の都合により変更できるものとする。

4-2. 質問及び回答

（1）質問書の提出期限

令和6年8月27日（火）から令和6年9月2日（月）正午まで（必着）

（2）提出方法

質問書（第1号様式）によりEメール（joho@city.narita.chiba.jp）で提出すること。電話等による口頭での問い合わせには対応しない。

Eメールの件名は、「プロポーザル質問書（法人名）」とする。

（3）質問書に対する回答期限と回答方法

令和6年9月3日（火）に成田市ホームページへ回答を掲載する。

4-3. 参加表明書などの提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり必要な書類等を期日までに提出するものとする。

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加表明書（第2号様式）1部
- ・法人概要調書（第3号様式）1部
- ・商業登記簿謄本（原本）※3か月以内に発行されたもの 1部

(2) 提出期限

令和6年9月9日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760
成田市総務部行政管理課 担当：佐藤・山崎
（成田市役所 本庁舎4階）

(4) 提出方法

持参または郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、理由の如何を問わず市は責任を負わない。

4-4. 企画提案書の提出

(1) 提出書類（6部）

①企画提案書（第4号様式）1部

②プロポーザル資料 ※様式は任意

・用紙の規格はA4判又はA3判とし、資料の内容は、5（2）の評価基準の項目①から④までの内容に沿って作成すること。各項目にインデックスを付け、A4フラットファイルに左又は上綴じで作成し、正本1部・副本5部を提出すること。

その中で、RPA 及び AI-OCR の機能、操作方法、保守の方法（現地もしくは電話）、職員への研修等のサポート体制を記載すること。

・AI-OCR の文字認識率を記載すること。

③見積書（②の資料の一部として提出すること）

・AI-OCR について、月額もしくは年額利用料以外の料金が発生する可能性がある場合は、その全ての料金を記載すること。

・見積書は任意様式とするが、下表の名称については、各社の見積を比較しやすくするため、必ず同じ名称で記載すること。

種類	記載名称	備考
RPA	RPA 初期導入費用	
	RPA ライセンス利用料	シナリオ作成機能を有するもの
	RPA 実行版ライセンス利用料	
	RPA シナリオ設定費用	1 業務あたり 15 時間

		程度のシナリオ設定を 8 業務分（AI-OCR の設定も含む）
	オプション	
	（その他必要な費用があれば追加で記載すること）	
AI-OCR	AI-OCR 初期導入費用	
	AI-OCR 利用料	想定年間読取項目数は、80 万項目とする
	AI-OCR 利用料超過分（従量課金料金）	
	オプション	
	（その他必要な費用があれば追加で記載すること）	
	保守費用	
共通 その他	オンサイトサポート	
	研修費用	オンサイトによる職員研修（60 分程度を 1 回）、 操作研修（オンサイトもしくは Web 受講 60 分程度を 5 回）
	オプション	
	（その他必要な費用があれば追加で記載すること）	

（２）提出期限

令和 6 年 9 月 17 日（火）午後 5 時（必着）

（３）提出先

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760
成田市総務部行政管理課 担当：佐藤・山崎
（成田市役所 本庁舎 4 階）

（４）提出方法

持参または郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、理由の如何を問わず本市は責任を負わない。

５．事業者の選定

受注者の選定にあたっては、審査を行い、最も適していると認められる事業者 1 社を選定する。

審査は非公開とし、次のとおり実施する。

（１）審査方法

- ア 審査は企画提案書に基づくプレゼンテーションにより行う。
- イ 審査実施日は、「令和 6 年 9 月 27 日（金）予定」とする。

※時間、会場等については別途通知する。実施日が変更になる可能性もあるため、その際は参加者にのみ別途通知する。

※プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

※デモンストレーションの詳細は表1のとおり。

イ 参加者側の出席者は3名以内とする。

ウ 企画提案書の説明及びデモンストレーション等は30分程度とし、その後、質疑応答を10分程度行う。なお、スクリーン及びプロジェクター（HDMI接続可）は市で用意するが、パソコン等の機器は参加者が用意すること。

（2）審査基準

次の5つの観点から総合的に評価し、最も評価の高い業者を選定する。また、評価基準の項目および配点（100点満点／委員）は次の通りとする。

① 機能・操作性・動作環境等	20点
② 運用支援・保守	20点
③ 内製化のしやすさ・研修	20点
④ RPA ライセンス汎用性	20点
⑤ 見積価格	20点

（3）最低基準点

総合得点の6割以上を最低基準点とする。なお、最低基準点に満たない場合は選定の対象としない。

（4）受注者の選定

（2）の評価基準の各項目について事業者を評価し、評価点数の最も高い事業者を優先交渉権者とする。上位者の合計点数が同点となった場合は、原則として提案金額の安価な事業者を優先交渉権者とする。

提案事業者が1者の場合でも審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該事業者を優先交渉権者として確定する。6割に満たない場合、又は提案事業者がいない場合には、再度公募を実施する。

（5）選定結果通知

- ・選定結果は、各参加者へ通知するものとする。
- ・審査及び選定結果の詳細に関する問合せには応じない。
- ・参加者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

6. その他

- （1）書類提出後の追加及び修正は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- （2）提出書類の作成にかかる費用については、参加者の負担とする。
- （3）プロポーザルは受注者の選定を目的に行うものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- （4）提出された企画提案書などは、本事業の選定以外に無断で使用しない。ただ

し、公平性、透明性を期すために「成田市情報公開条例」などの関連規定に基づき公開することがある。

- (5) 契約内容及び契約金額は、優先交渉権者と業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定した上で随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

表1

システム	デモンストレーション内容
RPA	・シナリオ作成から実行までの一連の動作を審査員へ発表する。ただし、動画等による発表は不可。 ・シナリオは同じ内容で2本作成するものとし、それぞれ正常時の実行時間は30秒～1分以内とする。うち1本は正常に実行が完了するもの、うち1本は実行中にエラーが生じるものとし、エラーを修正して正常に実行完了するまでの過程を説明できるような内容とする。なお、シナリオ内容は市役所の業務に関するものとする。 ・必要に応じて、備わっている様々な機能を説明してもよい。
AI-OCR	・システムへのログイン、データ取込、帳票読取設定、実行データ確認、（システム上での）データ修正、出力などの一連の動作を審査員へ発表する。ただし、動画等による発表は不可。 ・帳票読取設定は、1枚あたり最低10項目以上を読み取らせるものとし、その帳票を10枚読み取る工程を発表すること。また、機能確認として、通常の範囲設定のほか、チェックボックスや丸囲み、二重線で訂正している文字の読み取り等ができるようなものとする。なお、帳票内容は市役所の業務に関するものとする。 ・必要に応じて、備わっている様々な機能を説明してもよい。